ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷
字深久保　丙五三九番二　一号
丙五六五番　二号及び三号
丙五五一番三五　四号

六(一)　砂防法第二条の土地の表示

(二)　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県北安曇郡白馬村大字神城
二七七二七番から二七七二九番まで
二七七三三番から二七七三四番まで
長野県北安曇郡白馬村大字神城
字から沢　八番一
九番イから九番ハまで
一〇番
一一番イから一一番ホまで
一二番イ
一三番
二四番イから二四番ハまで
二五番イから二五番ホまで
二六番イから二六番ハまで
二七番イから二七番ハまで
二八番イから二八番ハまで
二九番イから二九番ハまで
三一番イから三一番ニまで
三二番イから三二番ハまで
三三番イから三三番ハまで
三七番ロ及び三七番ハ
三八番イから三八番ハまで
三九番イから三九番ハまで
四〇番イから四〇番ハまで
四一番イ及び四一番ロ

○関東地方整備局告示第三百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十八号　山梨県南都留郡山中湖村山中字築地鼻一一〇番乙地先から同村山中字二本木道下一五一番二地先　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十七日

○関東地方整備局告示第三百十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　登録番号

関東地方整備局長　24

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

イーハウス建築センター株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	石井　清隆
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年一月四日

○関東地方整備局告示第三百十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月十七日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　登録番号

関東地方整備局長　31

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＴＳＫ建築確認安全センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	松本　規好
変更後	本田久一郎

(2)　変更年月日

平成二十六年六月十七日

○九州地方整備局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十　号　行橋市大字道場寺字迫田一四四五番一から同市大字道場寺字迫田一四三九番六四まで　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十七日

○九州地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
由布市湯布院町川西字洞川四五一二番一から同市湯布院町川西字洞川四二七三番四まで	前	一七・〇〇～二四・二〇メートル
	後	二一・三〇～二八・五〇　〇〇・〇四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百十号　由布市湯布院町川西字洞川四五一二番一から同市湯布院町川西字洞川四二七三番四まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十七日